

令和8年2月25日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

令和8年3月19日（木）午後1時00分開議

第1 議案並びに陳情の総括審議

茂原市議会定例会会議録（第5号）

令和8年3月19日（木）午後1時00分 開議

○議長（向後研二君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は22名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議長の報告

○議長（向後研二君） ここで報告します。

3月6日の本会議で設置されました予算審査特別委員会は、同日、本会議終了後、委員会を開会し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に鈴木敏文君、副委員長に河野健市君をそれぞれ選出しました。

次に、今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議事日程

○議長（向後研二君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案並びに陳情の総括審議

○議長（向後研二君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「議案並びに陳情の総括審議」を議題とします。

まず、今定例会にその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、予算審査特別委員会委員長 鈴木敏文君から報告を求めます。

（予算審査特別委員会委員長 鈴木敏文君登壇）

○予算審査特別委員会委員長（鈴木敏文君） 予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る3月6日の本会議において付託されました議案第3号「令和8年度茂原市一般会計予算」について、3月10日及び11日の両日、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について御報告を申し上げます。

令和8年度における茂原市の財政見通しについて、歳入においては、固定資産税のうち大手企業の設備の経年減価等による償却資産の減等が見込まれるものの、企業の賃金改善による個人市民税所得割の増等が予想され、自主財源は増加の見込みである。

歳出においては、公債費の減等があるものの、増加傾向にある義務的経費の扶助費や、長生郡市広域市町村圏組合への負担金の増、老朽化した公共施設等の維持管理等があり、厳しい財政状況が続いている。

今後も、エネルギーや物資等の価格高騰への対応や近年頻発化する災害への備えに加え、公共施設等の老朽化への対応等、将来を見据えた財政需要が見込まれることから、事業経費の精査・適正化、債務残高の適切な管理、各種指標の改善等、引き続き健全な財政運営が求められるところでございます。

その結果、令和8年度茂原市一般会計予算は、歳入歳出の総額を354億4000万円とし、前年度と比べ14億7000万円、4.3%の増となっております。

本委員会では、本予算案が市民からの多種多様な要望に的確に対応しているか、また、財源の確保、健全財政の堅持に努めているか等、細部にわたり慎重に審査を行った次第であります。

まず、市長に対する総括質疑では、「移住・定住者を増やすための方策をどのように考えているか」との質疑に対し、「ワンストップ移住相談窓口、メール、オンライン通話システム等を活用した移住・定住に関する相談や県内外で行われる移住フェアや移住相談会に参加し、本市の住みやすさ等の魅力をアピールしている。また、組織の再編を図り、情報発信に関する取り組みを一元的に実施していく」との答弁がありました。

次に、「企業誘致に力を入れるとのことだが、令和8年度予算にどのように反映させたのか」との質疑に対し、「産業用地整備事業は民間主導で実施することを想定しており、令和8年度は、産業用地整備支援事業者選定のための経費を計上している。一方で、活用可能な市内工場等の遊休地についても引き続き積極的な誘致を行っていく。これらの企業誘致活動を円滑に進めるため、商工観光課内に企業立地推進室を新設し、必要な人員を配置していく」との答弁がありました。

次に、「市長就任以降のふるさと納税の新たな返礼品の開発と寄附額の伸びは。また今後どのような返礼品を開発しようと考えているか」との質疑に対し、「化粧品や健康食品、スイーツなどを中心に返礼品の強化に取り組んだ。寄附額は米価高騰により米の返礼品の需要が高まったことと個人からの高額な寄附により、前年度と比較して約2倍に伸びた。今後は本市らしさを更にアピールし、寄附者のニーズに応えられる新たな返礼品や協力事業者の発掘に取り組

む」との答弁がありました。

次に、「市が抱える数々の課題に対応するために必要な人材の強化と国との連携についての市長の考えは」との質疑に対し、「国や民間企業などからの人材活用については、地域が抱える課題解決に有益であると考えている。今後も専門知識の活用等、必要な人材の強化に努める。また、経済的に強い自治体を実現するためには国との連携は不可欠であり、これまで以上に国に積極的に足を運ぶなど、強固な連携のもと地域の課題解決と活性化に向け全力を尽くす」との答弁がありました。

次に、「今後も将来を見据えた財政需要が見込まれることから、事業経費の精査・適正化を行う必要があるが、具体的にどのように行っていくのか」との質疑に対し、「様々な財政需要が見込まれるなか、限られた財源の効率的な配分に努めるため、総合計画や第3次3か年実施計画との整合を図るとともに、内水対策の強化や子育て支援の充実などに重点を置き、危険性や緊急性の高い事業など、優先順位をつけながら事業経費の精査・適正化に取り組む」との答弁がありました。

次に、「市長が考える本市の子育て環境の課題は何か」との質疑に対し、「発達の心配など就学時の学校生活に対する不安解消対策や民設学童クラブの公設化等が挙げられる。課題解決に向けた取り組みとして、新たに5歳児健診を実施し、就学前までに適切な支援を行うことで、安心して学校生活を送れるよう支援する。また、物価及び人件費の高騰などに伴い、民設学童クラブの運営が大変厳しい状況にあることから、令和8年度は萩原第2学童クラブと豊岡学童クラブを公設化する予定である」との答弁がありました。

次に、「国内の友好都市連携についての市長の見解は」との質疑に対し、「地域間の交流を深め、相互理解を促進する重要な取り組みであり、特に災害協定の観点からは、迅速な支援体制の構築に寄与するものと認識している。また、ロケツーリズムの分野で連携して映画製作に取り組んだ経緯があることから、他の自治体と幅広い分野で連携を深めたいと考えている」との答弁がありました。

次に、「新たな市民会館の建設に対する市長の考えは」との質疑に対し、「市民からの要望が強く、市長としての公約の一つでもある市民会館の建設は、市の財政負担を最小限に抑えるため、官民連携で進めたい。また、市民の声を反映させながら一緒に考えていきたい」との答弁がありました。

次に、「人口の自然減が進んでいるが、対策は」との質疑に対し、「妊娠期から出産、子育てに希望が見出せるよう、それぞれのライフステージに合わせた支援を切れ目なく展開してい

くことが必要と認識している。本市では令和2年度以降、転入者数が転出者数を上回る社会増が続いていることから、気候が温暖で交通利便性が高いという本市の魅力を引き続きアピールしていく」との答弁がありました。

次に、「市長の公約である「天然ガスを活かした産業用地事業」や「圏央道を活かした道の駅事業」にスピード感を持って積極的に取り組むための市長の想いを伺う」との質疑に対し、「人口減少や内水対策など、本市が抱える課題が山積している一方、成田空港の更なる機能強化や圏央道の全線開通など、本市のポテンシャルを最大限生かす好機が目前に迫っている。そうしたなかで、「稼ぐ行政」「仕掛ける行政」また「選ばれるまち」を実現するためには、職員一人ひとりが「前例がない」と立ち止まることなく、「どうすればできるか」と自らに問いかけ、動くことが必要と考える。市長自らが先頭に立ち、稼ぐ意思と仕掛ける気概を持って未来を切り開きたい」との答弁がありました。

このほか、細目ごとの審査過程においても、多くの質疑、要望がなされたところでありますが、結果として、議案第3号「令和8年度茂原市一般会計予算」は、委員長を除く出席委員10名のうち、賛成するもの9名、反対するもの1名で、賛成者多数により可決することと決定した次第であります。

以下、賛成者の附帯意見を要約して申し上げます。

1. 事業の集中を図り、健全な財政運営に努めていくことが確認できた。特に子育て支援や内水対策等の事業について重点的に予算の配分を行ったことは、将来の茂原市の進展に繋がることである。

1. 市民生活の向上と安全安心なまちづくりに対し、予算配分していることに評価をする。今後、3セク債の繰上償還等を積極的に行いながら、着実に財政健全化を進め、大衆福祉を目指し、市民生活の向上に取り組まれない。

1. 社会のニーズに合わない事業を見直すことで財政調整基金を積み増すなど、財政の健全化になお一層の工夫を期待する。

1. 個人市民税所得割の増が予想され、自主財源の増加が見込まれるものの、歳出においては長生郡市広域市町村圏組合の負担金や、人件費、扶助費の増加の影響もあり、依然厳しい財政状況が見込まれるが、第3次3か年計画との整合性を図る上で、子育て支援や内水対策をはじめ、安全安心に繋がる事業について重点的に配分されたと評価する。また市長の公約である産業用地事業及び道の駅事業に着手し、積極財政に取り組む予算編成が組まれた。令和8年度は、慣例をなぞるだけでなく、無駄を省き、さらに、国や県との連携、人材の強化をしっかりと

りと図っていただき、経済的に強い茂原市となることを期待する。

次に、反対者の意見を要約して申し上げます。

学校給食無償化、5歳児健診、中学3年生へのインフルエンザ予防接種助成などの予算化は大いに評価するものの、生活保護世帯の増加、扶助費の増加は、困窮する市民が多数存在していることを表すものである。こうした市民生活への支援、負担軽減には財政調整基金からの繰り入れを行うべきである。さらに市民の避難所となる小中学校の体育館へのエアコンの設置、小中学校への司書の配置、交通安全に必要な歩道や道路整備、また、市民や高齢者への足としてなくてはならない公共交通の改善、これらはまだまだ不十分である。

次に、今後の予算執行にあたり留意する事項として、各委員から当局に対し、多くの意見、要望がありましたので申し上げます。

1. 道路交通法の改正により、自転車の交通違反に対する反則通告制度が導入されたことについて、子ども達に周知を図ることで、自転車の乗り方のマナー向上に取り組まれない。

1. 災害対策コーディネーター養成講座を、幅広い世代の方々に受けていただけるよう更なる周知を図られたい。

1. 大規模災害の発生に備え、市庁舎の非常用電源の燃料を3日分保管するよう検討されたい。

1. 高校生に対する主権者教育と投票率の向上を目的とした取り組みとして、現職の議員と協力して行う模擬投票の実施を検討されたい。

1. 病児病後児保育事業については、市営の施設の設置を検討するなど、早急に体制の整備を検討されたい。

1. 身体障害者や知的障害者に対する多方面からの相談、支援体制の更なる強化に取り組まれない。

1. 全国的に保育士が不足しているところ、本市において保育士の不足が生じないよう、国の補助制度等を有効に活用するなど必要な対策を講じられたい。

1. 学校や福祉センター、公園など公共施設のトイレの改修、洋式化、多目的トイレの設置を適切かつ早期に実施、検討されたい。

1. 産後ケア事業は、母親が気軽に相談したり、息抜きしたりできるような場の拡充に引き続き取り組まれない。

1. 外国人に対しごみの排出方法を丁寧に指導されたい。併せて、ごみの不法投棄対策や不適正保管対策を、関係機関と連携し引き続き徹底されたい。

1. AEDを使用した心肺蘇生法を、幅広い世代の方々に対し普及啓発されたい。併せて、屋外でAEDを使用しやすくするために、コンビニ等民間と連携するなど環境整備に取り組まされたい。

1. 人為的な要因を含む九十九里地域の地盤沈下に対しては、引き続き関係機関と連携し必要な対策を講じられたい。

1. 未舗装の農道の草刈りを地元で行うことは、高齢化により困難となってきたため、舗装化を早急に進められたい。

1. 稲作農家の経営の安定や新規就農者の増加に資する効果的な施策を検討されたい。

1. 有害鳥獣被害防止対策のなお一層の強化及び捕獲従事者との更なる連携を深めるとともに、対策の一環として、ジビエの販路拡大に取り組まれたい。

1. 創業希望者に対する市のワンストップ相談窓口については、国県の助成金の動向などを常に情報収集しながら運営に取り組まれたい。

1. 産業用地の確保は、近隣自治体の動向も注視しながら、民間のノウハウを活かし早急に取り組まれたい。

1. 交差点や歩道整備等の交通安全対策は、市民からの強い要望があることから、関係機関と連携し必要な対策を講じられたい。

1. ハザードマップの更新にあたり、市内の土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の周知を改めて徹底されたい。

1. 道の駅整備は、担当職員を増員し、プロジェクトチームを編成することで職員間の連携を図り、短期間での整備を目指しスピード感を持って取り組まれたい。

1. 外国語教育の推進は、市内中学生の英検の取得率が、国が示す目標指数に到達するよう、引き続き学力の向上に取り組まれたい。

1. コミュニティスクール推進事業は、地域の様々な意見を聞きながら、地域で子どもを育てるという意識で取り組まれたい。

1. 学習用タブレット端末の購入にあたっては、これを有効に活用できるよう、更なる調査研究や職員の研修に取り組まれたい。

1. 奨学金貸付事業については、新規申し込みが減少傾向にあることから、これを発展的に廃止し、奨学金返済支援事業を創設することで、若者に対する支援を強化する取り組みを検討されたい。

1. デジタル教科書は、各小中学校で活用が進んできているが、多様な学びに対応が可能で

あることから、特別支援学級や通級指導教室における活用についても検討されたい。

1. 小中学校の特別教室にエアコンを設置されたい。
1. 子どもの読書活動推進のため、全小中学校に司書を配置されたい。
1. 携帯情報端末の使い過ぎによる子どもの学力低下に注意されたい。

以上が、本予算審査特別委員会の報告であります。

本会議におかれましても、慎重審議を賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（向後研二君） 次に、総務委員会委員長 石毛隆夫君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 石毛隆夫君登壇）

○総務委員会委員長（石毛隆夫君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会に付託されました報告2件、議案7件、陳情1件について、関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本報告は、長期化する物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、0歳から高校生年代までのこども1人当たり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給するにあたり、予算措置の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和7年度茂原市一般会計補正予算（第4号）について、令和7年12月23日に専決処分をしたものであり、採決の結果、報告第1号については、全員異議なく承認することと決定しました。

次に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本報告は、令和8年1月23日の衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙の執行について、予算措置の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和7年度茂原市一般会計補正予算（第5号）について、令和8年1月23日に専決処分をしたものであり、採決の結果、報告第2号については、全員異議なく承認することと決定しました。

次に、議案第1号「令和7年度茂原市一般会計補正予算（第6号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7627万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ360億5458万8000円にしようとするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、地方交付税について、「4億1200万円の増額の要因は」との質疑に対し、「普通交付税の原資である国税の増加に伴う国からの再配分によるものである。その主な内訳は、人件費

及び物価高騰対応の増額分と令和8年度及び9年度分の臨時財政対策債償還分である」との答弁がありました。

次に、総務費について、「今回積み立てることによって財政調整基金は幾らになるのか」との質疑に対し、「29億6000万円余である」との答弁がありました。

次に、繰越明許費の中の土木費について、「茂原駅前通り地区土地区画整理事業の内容は」との質疑に対し、「区画整理事業内の建物移転補償にあたり、補償する建物にアスベストが含まれていることが判明したことにより解体に要する工期が伸びるため、繰り越すものである」との答弁がありました。

次に、同じく繰越明許費の中の土木費について、「内水対策関連事業の概要は」との質疑に対し、「鷺巣稲荷前水門の管理用道路整備及び東茂原の排水路整備について年度内の完了が見込めないため繰り越すものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第10号「茂原市総合計画後期基本計画を定めることについて」申し上げます。

審査の過程において、「地域幸福度（Well-being）指標の目標値はどのように定めたのか」との質疑に対し、「令和6年度中にアンケートを実施し、815名の方から回答をいただき、現状値を算出した。目標値としては、肯定的な評価を10%増やし、否定的な評価を10%減らすことにより、全体として肯定的な評価を2割増すことを目標とした」との答弁がありました。

また、委員から「内水対策を推進するだけでなく、水害対策は流すことを基本とし、海へ強制排水するポンプ場を設置することを考えるべきである」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第10号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第14号「茂原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、公務上又は通勤途上の過失による罪で拘禁刑以上の刑に処せられ、かつ、その刑の執行を猶予された者に限定している失職の特例について、適用範囲を拡大するため、所要の改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第14号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第15号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、茂原市職員等旅費支給条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、特別職の報酬等を定めた別表を改め、「茂原市産業用地整備支援事業審査会委員」及び「学校運営協議会委員」の追加、「中小企業振興委員会委員」及び「幼稚園医」の削除を行うものであり、採決の結果、議案第15号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第16号「茂原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「通勤距離が60キロメートル以上に該当する職員はどの程度か」との質疑に対し、「通勤距離が1番長くても55キロメートル程度であり、現在は該当する職員はいない」との答弁があり、採決の結果、議案第16号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第17号「茂原市職員等旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「宿泊手当と旅行雑費は包括宿泊費にプラスして支給されるものか」との質疑に対し、「包括宿泊費は、旅行会社が設定しているパック料金に対して支出する宿泊費であり、仮に、宿泊費に1泊2食付きの食事がある場合は、宿泊手当には食事が含まれるものであるため、減額して支給することとなる。なお、旅行雑費については、旅行中に必要な通信による連絡を行った場合に支給されるものである」との答弁があり、採決の結果、議案第17号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第19号「茂原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「戸籍の証明書について、令和8年度中にコンビニ交付の対象に加えるよう準備を進めていると思うが、こちらについても半額の対象とする考えはあるのか」との質疑に対し、「戸籍の証明書については、政令で標準的な手数料が定められているため、今回の減額とは別と考えている」との答弁があり、採決の結果、議案第19号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、陳情第3号「東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において、「昨年度、同じ陳情者から提出された同一趣旨の陳情を審査しており、その後状況が変化したことはあるのか」との質疑に対し、「政党機関紙の購読をしている職員から相談等を受けたことは現在までない。また、政党機関紙に関するアンケート調査等は行っていないため、職員の心情・心理は不明である。その他特段の状況変化はない」との答弁が

ありました。

また、委員から「ここに書かれている陳情項目については、職員からの相談等がないことを重く受け止めたい」との意見もありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第3号については、賛成なしで不採択とすることと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（向後研二君） 次に、教育福祉委員会委員長 河野健市君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 河野健市君登壇）

○教育福祉委員会委員長（河野健市君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る12月定例会において付託され、継続審査となっておりました陳情1件並びに今定例会において付託されました議案10件、陳情2件について、1月27日並びに3月6日に委員会を開催し、関係職員の出席を求め慎重に審査いたしましたので、その審査経過、並びに結果について報告いたします。

まず、継続審査となっておりました陳情1件について報告いたします。

初めに、令和7年陳情第2号「保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「本市では国の保育士配置基準を満たしているのか」との質疑に対し、「令和6年度に改正された基準を満たしているが、入所希望者や配慮が必要な子どもが増えているので保育士に余裕があるとは言えない状況である」との答弁がありました。

次に、「保育士配置基準が引き上げられた場合に保育士の確保は可能か」との質疑に対し、「保育士の確保は可能であるが、自治体間で保育士の取り合いとなることが予想される」との答弁がありました。

また、委員より「全国的に保育士不足と言われているなかで保育士配置基準を引き上げると保育士の取り合いになってしまい、保育士の確保ができない自治体は定員が減ることになるため、待機児童が増えてしまう可能性がある。配置基準の引き上げを求める前に保育士の処遇を優先的に変えていく必要があるのではないか」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、令和7年陳情第2号については、賛成者なしで不採択とすることと決定しました。

次に、今定例会において付託されました議案10件、陳情2件について報告いたします。

初めに、議案第4号「令和8年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億9796万9000円とするもので、対前年度1億112万5000円、1.1%の増とするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「特定健康診査等事業費を増額している理由は」との質疑に対し、「令和8年度から集団健診の診査項目に心電図を追加したのでその分の委託料が増額した」との答弁がありました。

次に、「療養給付費及び高額療養費を増額している理由は」との質疑に対し、「被保険者数は減少しているが、医療の高度化等により1人当たりの医療費が増加傾向にあるため増額となった」との答弁がありました。

次に、「一般会計繰入金が令和7年と比べ減額している理由は」との質疑に対し、「被保険者数が減少しており、主に保険基盤安定繰入金の保険税軽減分が減額となっている。また、令和8年度から出産育児一時金等繰入金が繰入基準外となったため皆減となっている」との答弁がありました。

以上の審査過程を踏まえ、採決の結果、議案第4号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第6号「令和8年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億1911万3000円とするもので、対前年度3億8825万2000円、4.4%の増とするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「地域包括支援センターは市からの委託料のみで運営されているか。また、この事業の歳入は」との質疑に対し、「市からの委託料のみで運営されている。また、歳入は地域支援事業交付金である」との答弁がありました。

次に、「令和7年度と比べ介護予防・生活支援サービス事業費が減額している理由は」との質疑に対し、「認定調査費用が減っていることで今後、要支援の方が増えることがあまり見込めないことから減額になっている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第6号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第7号「令和8年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4808万1000円とするもので、対前年度3億6387万7000円、21.6%の増とするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「令和7年度と比べ予算総額が大幅に増額している理由は」との質疑に対し、「被保険者数が増加していることに加え、1人当たり医療費の増や保険料の改定があったこと等により、千葉県後期高齢者医療広域連合への納付金額が増額となった」との答弁がありました。

次に、「保険料に係るコンビニ収納業務委託料を増額しているが、保険料は年金からの天引きが多いと思うが、理由は」との質疑に対し、「多くの被保険者は年金からの天引きであるが、年金額が少ない方、年金から天引きされる税や介護保険料が多い方については、納付書で納めていただいている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第7号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第11号「茂原市犯罪被害者等支援条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「第4条市の責務の中で、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、実施するとあるが、具体的に何をするのか」との質疑に対し、「犯罪被害に遭われた方からの相談、申請に基づいて関係機関と連携しながら見舞金等を支給する」との答弁がありました。

次に、「具体的な見舞金額は。また、金額は他市町村と比べてどうか」との質疑に対し、「遺族見舞金として30万円、重傷病見舞金は加療を要する期間が3か月以上で10万円、1か月以上3か月未満で5万円、性犯罪被害見舞金が10万円、被害を受けて従前の住居に居住できなくなった場合に転居費用として5万円を助成する。また、遺族見舞金、重傷病見舞金は長生郡内町村と同額であるが、本市では最近の他市の動向に鑑み性犯罪被害見舞金を支給することとした」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第11号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第12号「茂原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「こども誰でも通園制度の受入れ可能人数と担当する保育士の人数は」との質疑に対し、「定員は1日3人を予定している。受入れの見込みは第3期茂原市子ども・子育て支援事業計画において、令和8年度の延べ人数で0歳児は48人、1歳児は24人、2歳児は12人と推計しており、月当たり7人程度と見込んでいる。また、鶴枝保育所でこども誰でも通園制度を実施予定であるが、現在行っている一時預かり事業と併せて同室内で実施する方向で進めている。一時預かり事業の保育士2名に新たに1名を増員して計3名を予定しているとの答弁がありました。

次に、「鶴枝保育所以外で実施予定はないのか。また事業に係る予算額は」との質疑に対し、「令和8年度は鶴枝保育所の1か所を予定している。私立の保育所に説明に伺ったが、保育士確保が難しいとのことで見送ることになった。また、本市の子どもが他市町村でこども誰でも通園制度を利用した場合に本市から他市町村に支払う予算として79万2000円を計上している」との答弁がありました。

次に、「こども誰でも通園制度の周知方法は」との質疑に対し、3月1日号の広報もばらに掲載したところであり、それ以外にも市公式ウェブページ、SNS等でお知らせしているとの答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第12号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第13号「茂原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「交付対象者のマイナンバーカードを持参して、代理で申請に来られた場合は、印鑑登録証明書は発行できないという認識で良いか」との質疑に対し、「マイナンバーカードの提示で発行できるのは本人のみであり、代理の場合は従来どおり、印鑑登録証を持ってきていただくことに変わりはない」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第13号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第18号「茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「新設される子ども・子育て支援納付金の増収分の使い道は」との質疑に対し、「国に全額納める形となり、使い道としては児童手当の拡充や妊産婦、子育て世代への支援などの目的に限られている」との答弁がありました。

次に、「保険税率の改正に係る見込み額は」との質疑に対し、「今回の改正では基礎課税額が6496万7000円の増、後期高齢者支援金等課税額が1967万3000円の増、介護納付金課税額が544万6000円の増となり、全体として9008万6000円の増となる見込みである」との答弁がありました。

次に、「現在の税率を維持できないのか」との質疑に対し、「ここ数年の国民健康保険の財政運営として、国民健康保険財政調整基金を毎年3億円近く繰り入れている状況である。基金が底をつく場合や令和12年度まで税率を引き上げなかった場合は、県が示す標準保険税率まで一気に引き上げなくてはならず、負担を少なくするため、段階的に引き上げるものである」との答弁がありました。

次に、「本市の標準保険税率の県内順位は」との質疑に対し、「令和7年度の基礎課税額の所得割率は37市中14番目である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第18号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第20号「茂原市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「茂原市健康生活推進委員会の活動内容と解散に至る経緯は」との質疑に対し、「活動内容は学童期から高齢期までのライフステージに応じた望ましい食生活と運動習慣の定着を目的とした健康づくりに関する教室の開催や推進員が考案したレシピ「今夜のおかず」を広報等に掲載している。また、解散に至った経緯は、新たな推進員の担い手不足や参加者の固定化など活動に支障が生じてきていることから事務局と役員会で協議した結果、令和8年3月31日をもって解散することになった」との答弁がありました。

次に、「推進員が行っていた事業は今後どうするのか」との質疑に対し、「関係課や健康増進にかかる協定等を締結した民間事業者と連携しつつ、事業を継続していく」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第20号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第21号「茂原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、公示送達におけるインターネットを利用した閲覧方法

を追加するとともに、後期高齢者医療保険料の普通徴収に係る納期の表記を整理するため、所要の改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第21号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第22号「茂原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、公示送達におけるインターネットを利用した閲覧方法を追加するため、所要の改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第22号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、陳情第1号「加齢性難聴の補聴器購入の助成金に関する陳情」について申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「県内自治体の助成条件と金額は」との質疑に対し、「身体障害者手帳を所持していない65歳以上の住民税非課税世帯を対象にしており、医師の診断書を必要としている自治体が多い。また、助成金額については1万円から高いところで3万5000円である」との答弁がありました。

次に、「健康診査の問診票に難聴項目を入れることは難しいか」との質疑に対し、「加齢性難聴は、他の原因の可能性を排除するために精密な検査が必要であり、問診だけで「加齢性」と診断することは難しい」との答弁がありました。

また委員より、「高齢者で難聴の方は家族の中にも孤独感を感じたり、一緒に暮らしている家族も大変な思いをしていると思う。年齢を区切るとか住民税非課税世帯に限るなど、きちんとした独自の基準を定めれば助成は可能ではないか」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第1号については、賛成者少数で不採択とすることと決定しました。

次に、陳情第2号「老後を安心して生活が出来、地域経済を活性化する年金を引き上げるよう国に意見書提出の陳情」について申し上げます。

審査の過程において、「市民の方から年金が少ないなどの声を聴くことはあるか」との質疑に対し、「窓口や電話対応で、年金が少なく生活に支障を来しているとの相談はない」との答弁がありました。

また委員より、「賃金が上がれば年金も上がっていくので、まずは賃金を上げることに力を入れてほしい。また、陳情書に年金を毎月支給することとあるが、毎月支給することになると担当職員の業務や年金通知の郵送費用が倍になってしまい、職員の負担を増やしてしまうおそ

れがある」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第2号については、賛成者なしで不採択とすることと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（向後研二君） 次に、建設経済委員会委員長 鈴木敏文君から報告を求めます。

（建設経済委員会委員長 鈴木敏文君登壇）

○建設経済委員会委員長（鈴木敏文君） 建設経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案6件について、3月6日に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

最初に、議案第2号「令和7年度茂原市下水道事業会計補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、資本的収入に8957万円を追加、資本的支出に1億7914万円を追加するものであり、採決の結果、議案第2号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第5号「令和8年度茂原市特別会計駐車場事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4216万9000円とするもので、対前年度255万7000円、5.7%の減とするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「土地借上料について、令和6年度、令和7年度と比べて減額されているが、その理由は」との質疑に対し、「土地所有者との賃貸借契約に基づき、令和32年までの土地借上料の金額が決まっている。令和8年度中の令和9年1月から土地借上料が下がるため、令和7年度と比較し、予算額も減額となっている」との答弁がありました。

次に、「前年度繰越金が年々減少しており、今後の駐車場事業が心配であるが、市として駐車料金の値上げの考えや指定管理者からの値上げの申し出はないのか」との質疑に対し、「茂原駅周辺の民間駐車場は、最大料金が上がっていることは把握しているが、茂原駅南口公共駐車場の利用状況を精査しながら、指定管理者と検討していく」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第5号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第8号「令和8年度茂原市下水道事業会計予算」について申し上げます。

本案は、地方公営企業法等に基づき、下水道使用料や施設の維持管理など営業的な業務に係

る収益的収支と施設の改築工事や管渠の整備、また、それらの財源となる企業債や国庫補助金の収入など資産を形成する業務に係る資本的収支に分けられた予算編成であります。

収益的収入15億4526万円に対し、収益的支出は15億323万円とし、資本的収入9億6018万円に対し、資本的支出は14億8380万1000円とするものであります。なお、資本的収支について、不足する5億2362万1000円については、損益勘定留保資金等により補てんするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「本市の下水道は、分流式と合流式ではどちらの方式なのか」との質疑に対し、「千代田町や八千代など、古くからある市街地では合流式で整備され、それ以外の地区においては分流式で整備されている」との答弁がありました。

次に、「収益的収入の中で、一般会計負担金の雨水処理負担分が昨年と比べ大きく増額となっているが、その理由は」との質疑に対し、「予算をわかりやすくするため、これまで他の科目で計上されていた雨水処理にかかる一般会計からの繰入金と同じ科目に計上したため増額となった」との答弁がありました。

次に、「ウォーターPPP導入可能性調査業務委託について、調査の結果、導入することになった場合、引き受ける事業者があるかについて、市場調査等を実施しているのか」との質疑に対し、「今年度、下水道課の事業に携わっている事業者にウォーターPPPの可能性についてのアンケートを実施したところ、可能性はあるとの前向きな回答をいただいている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第8号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第9号「令和8年度茂原市農業集落排水事業会計予算」について申し上げます。

本案は、地方公営企業法等に基づき、農業集落排水使用料や施設の維持管理など営業的な業務に係る収益的収支と施設の更新工事等とそれらの財源となる企業債や補助金等の収入など、資産の取得等に関する業務に係る資本的収支に分けられた予算編成であります。

収益的収入4億3272万4000円に対し、収益的支出は4億3231万3000円とし、資本的収入1億5891万4000円に対し、資本的支出は2億895万8000円とするものであります。なお、資本的収支について、不足する5004万4000円については、損益勘定留保資金等により補てんするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「当初予算を見る限り、会計にあまり余裕がないように見える。今後、農村部で人口

が減少し使用料収入が減ってくると更に厳しい財政状況になってくると思うが、今後に向けて使用料の値上げなどは考えているのか」との質疑に対し、「地方公営企業の経費については、原則その経営に伴う収入をもって充てなければならないため、料金改定の必要性はあると認識している。令和8年度に予定している料金改定支援業務の中で経営戦略の見直しや適正な料金水準を検討し、関係部局と協議しながら慎重に対応していくとの答弁がありました。

次に、「農業集落排水事業会計が苦しくなれば、一般会計からの繰出金に頼ることになると思うが、繰出金の額について、どの程度の水準まで考えているのか」との質疑に対し、「一般会計からの繰出基準に沿ったうえで、適正な金額の繰出金で運営していきたい」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第9号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第23号「茂原市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、建築基準法施行令の一部改正に伴い、条例に定める認定手数料の引用する施行令の項ずれが生じたことから、別表の区分の中の項の番号を改正しようとするものであり、採決の結果、議案第23号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第24号「市道路線の認定について」申し上げます。

本案は、市民の一般交通の利便を図るため、5路線の市道路線を認定しようとするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「大規模開発をして築造された道路が市に帰属される場合の開発の規模はどれくらいか」との質疑に対し、「法律で3000平方メートル以上の開発となっている」との答弁がありました。

次に、「今回認定する場所で、土地が低く雨が降った場合に道路冠水するおそれがある場所があるが、雨に対する対策はどうなっているのか」との質疑に対し、「千葉県との協議により各宅地に浸透式の貯留槽を設置して販売がされている。さらに、開発協議の中で排水の流量を計算し、下流に問題ない排水路があり、その放流先の同意がとれているものと認識している」との答弁がありました。

次に、「開発により新しくできた道路を帰属された後に、道路に不具合が生じた場合などは、その責任はどのようになっているのか」との質疑に対し、「開発の協議の中に2年間の瑕疵担

保責任が付いており、2年間のなかで道路が沈下したり、ひびが入ったりした場合は、開発業者が直すこととなっている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第24号は、全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますよう、お願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（向後研二君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

ただいまの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終結します。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

ここで、しばらく休憩します。

午後2時02分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後2時15分 開議

○議長（向後研二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。平ゆき子議員。

（19番 平ゆき子君登壇）

○19番（平ゆき子君） 日本共産党の平ゆき子でございます。反対討論を行います。

反対する案件は、議案第3号「令和8年度茂原市一般会計予算」、議案第4号「令和8年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」、議案第6号「令和8年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」、議案第7号「令和8年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」、議案第18号「茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」、さらに、令和7年陳情第2号「保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情」、陳情第1号「加齢性難聴者の補聴器購入に公費助成制度の創設を求める陳情」、陳情第2号「老後を安心して生活が出来、地域経済を活性化する年金を引き上げるよう国に意見書提出の陳情」に反対する委員長報告に反対し、その理由を述べてまいります。

初めに、議案第3号「令和8年度茂原市一般会計予算」について述べさせていただきます。

令和8年度の一般会計予算の歳入は、固定資産税のうち大手企業の償却資産の減があるもの

の、企業の資金改善による個人市民税所得の増が予想され、自主財源は増加の見込みとのこと。歳出においては、長生郡市広域市町村圏組合への負担増、義務的経費の扶助費や老朽化した公共施設等の維持管理費への対応、さらに、市民の安全安心につながる災害への備えとしての河川改修工事、内水対策事業への対応など、厳しい財政運営が求められています。こうした中で、河川改修の前進、短期間ではあるものの水道料金への減免をはじめ、学校給食費無償化、5歳児健診、中学3年生へのインフルエンザ予防接種助成などへの予算化は大いに評価いたします。

しかし、一方、生活保護世帯の増加、扶助費の増加は、困窮する市民が多数存在することを表すものです。こうした市民生活への支援、負担軽減には財政調整基金の繰入れで行うべきです。さらに、市民の避難場所となる小中学校体育館へのエアコン設置、各学校への司書の配置、子どもや市民向けの交通安全に必要な歩道や道路整備、高齢者の足としてなくてはならない公共交通への改善はまだ不十分な状況です。職員配置では、さらなる非正規化を推進する会計年度任用職員の増員など、市民要望に背を向けた予算編成と言えます。

以上のことから、本予算に反対するものです。

次に、議案第4号「令和8年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」について述べます。

2018年度の都道府県化以降、政府は都道府県を通じて国保税の値上げ圧力を強めてきました。2025年度は全国の自治体の3分の1に当たる577自治体で値上げとなりました。全国では、高過ぎる保険税軽減の運動の中で、子育て支援策として子どもの均等割の減免、軽減の取り組みが広がってきました。日本共産党は、国会や地方議会でその実現を迫ってきました。昨年夏には全国知事会が国民健康保険の子どもに係る均等割保険税の軽減措置対象の18歳までの引上げ及び軽減割合の拡充を図ることを政府に要請、全国市長会も要請しています。

こうした中で政府は、子どもの均等割を公費で5割軽減している仕組みの対象を現在の未就学児から高校生年代までに拡充する方針を打ち出しました。2027年度の施行を目指すとしています。現在の対象は50万人。高校生年代への拡大で新たに130万人を超えることになります。全国の運動と先進的な自治体の取り組みの広がりによる大きな成果です。しかし、この拡大された分の公費負担は示されていません。

また、今でも高い国保税ですが、来年度はさらに値上げとなる可能性が高くなっています。第1に、大阪や奈良に続いて、今後数年のうちに統一保険税を目指している県があることです。千葉県もこれに含まれます。保険税の低い自治体を高い自治体に合わせて引き上げる動きが考えられます。第2に、物価高騰が続く中、医療費のコストも上がり、それが国保税に跳ね返ってくることです。第3に、来年度から国保税に上積みして、子ども・子育て支援納付金が徴収

されることになっているからです。これまで何年にもわたって国保税の本体を据え置いてきた自治体も、この納付金の導入に伴って税率の改定が行われることになり、便乗して本体の税率も改定される可能性もあります。

本市でも3月議会の議案で、千葉県が示す県内市町村における保険税水準の統一方針に従うとともに、新たな子ども・子育て支援納付金の徴収に係る条例改定の議案が提案されています。これにより、来年度から国保税の値上げが続くことが示され、国保世帯のさらなる負担増が明らかとなりました。そもそも本市の国保加入者の半数以上の世帯が法定内軽減を受けていることから、いかに国保税の負担が重いかを表しており、一般会計からの繰入れで負担を軽減すべきです。さらに、払えない医療費の窓口負担に対する国保法第44条減免、市長が認める第77条減免などの減免の拡充が必要であり、国からの財政投入、市独自の軽減策を強く求めるものです。

次に、議案第6号「令和8年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」について述べます。

介護保険は、創設されて25年が経過しました。創設当初と比べると利用者は3倍以上に増え、介護を社会的問題として対応すべきという認識を国民の中に広げ、多くの高齢者に介護サービスを届ける環境を整えてきた点で、介護保険は大きな役割を果たしてきました。

しかし、一方で、この25年間、政府が給付を削り、利用者負担を増やす制度改悪を重ね、介護を取り巻く厳しい現実がありました。経済的な理由で介護サービスを受けられないケースが後を絶たず、家族の介護を理由に、介護離職は年間10万人前後で推移しています。介護事業者は低い報酬のもとでの経営難と慢性的な人手不足により、2024年の倒産・廃業件数は過去最多を記録しました。とりわけ、昨年の報酬改定で基本報酬が引き下げられた訪問介護の現状は極めて深刻であり、事業所がゼロになった自治体が増加しているなど、一部の地域では既に介護崩壊が始まっています。

現在、介護サービスの利用料は原則1割負担。単身世帯で年金と収入で280万円から340万円が2割負担。同じく340万円以上の現役並み所得者が3割負担となっています。政府は、2024年度から始まった第9期介護保険事業計画では、介護保険の3大改革と言われる利用料の2割負担の対象拡大、ケアプランの有料化、要介護1・2の生活援助サービス等を総合事業への移行という制度の給付体系を変え、利用者、事業者に一層の困難を押しつける改悪が、介護関係者の運動や国民世論の力で実施を見送りにさせました。しかし、介護保険の3大改悪が中止となったわけではなく、2027年度から始まる第10期計画でも検討され盛り込まれるなど、今後の介護サービスに対する負担増、改悪が予定され、負担増に耐えられない高齢者、家族は行き場

を失う事態になりかねません。こうした内容を含む本議案に反対するものです。

次に、議案第7号「令和8年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」について述べます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者が加入する公的医療保険です。医療費窓口負担は、現在69歳までは現役世代とされ、3割負担です。70から74歳は2割、75歳以上は原則1割ですが、現役並み所得とされると3割です。狙われているのは、年齢ではなく能力に応じた負担の名目で、現役並みの所得基準を下げ、3割負担を拡大することです。

現在、現役並みの基準は、大まかに言いますと単身で年収383万円以上です。財務省の資料によれば、現行で70歳以上の1人当たりの医療費自己負担額は年間7.1万円から8.7万円で、50歳以下の人の2から3倍です。75歳以上の1人当たり医療費は現役世代の4.4倍です。誰でもいずれは年を取り、病気がちになります。自己負担の割合を現役世代と同じにすれば、退職後に収入が減った中で医療費を賄うのは多くの国民にとって困難です。

また、年収383万円というのは、現役並みと言えるほど高くありません。しかも、厚労省の試算では、この間の賃金上昇を踏まえると、現役並みの基準額は単身者で425万円とのこと。基準の引上げこそ必要で、据置き、いわんや引下げなどあってはなりません。高齢者が必要な医療をほかの年代の人と平等に受けることを保障するのが社会保障の役割です。原則3割などにすれば、不公平の是正どころか、不公平が拡大することになります。

自民・維新政権は、医療費が膨らみ、現役世代の保険料負担が増大する、制度が維持できなくなると危機感をあおり、医療費削減を進めようとしています。しかし、高齢の親を支えている現役世代にとって、高齢者の負担増は自らの負担に直結します。僅かに保険料が減ったとしても、現在と自分の将来の負担は増えます。

日本の経済力からすれば、社会保障は支えられます。国民の保険料を下げるには、国民負担を増やすのではなく、政府と事業主の拠出を増やすことです。その際、中小企業への国の支援が不可欠です。税の集め方と使い方を抜本的に改め、大企業、富裕層への優遇税制を正して、アメリカ言いなりの大軍拡をやめて、社会保障の財源を確保することこそ必要です。

さらに、保険料の軽減に国の財政支援の強化を強く求めることや、差別と負担増のこの制度を廃止して、少なくとも元の老人保健制度に戻すことを主張いたしまして、本議案に反対するものです。

次に、議案第18号「茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」述べます。

千葉県が示している令和12年度に事業費納付金ベースでの県内の国保税水準の統一が予定されており、統一時に急激な税負担増とならないよう、国民健康保険財政調整基金の繰入れを継続しながら、保険税率を段階的に改正するために行うものとのこと。この税率改正による影響額は、所得のない単身世帯の場合で年間1000円の増額が見込まれ、40代夫婦と小学生、未就学児の4人世帯で、夫の給与収入が400万円、妻の給与収入が100万円の世帯の場合は年間で3万700円の増額が見込まれるとのこと、来年度から国保税の値上げが続くとの内容であり、到底認められません。

さらに、児童手当の拡充や妊産婦、子育て世代への支援、保育サービスの充実等、社会全体で子育てを支える仕組みでもある子ども・子育て支援制度の財源とするため、国民健康保険税の新たな区分として令和8年度から始まる子ども・子育て支援納付金課税額が追加され、徴収されるものです。国保加入者全員が課税の対象となりますが、4月1日時点で18歳未満の子どもについては均等割が全額免除され、その分を公費ではなく18歳以上の加入者で負担する仕組みになっているとのこと。

以上のことから、18歳未満の均等割がゼロになり、その分18歳以上の加入者の負担となるため、子ども・子育て支援納付金の負担に関しては、子育て世帯よりも子どものいない世帯のほうが割高になると思われます。子育て世帯への支援は重要です。しかし、そのための財源を国保税に上乗せして徴収したりするような愚策を行うべきではありません。

日本共産党は、大企業や富裕層に応分の負担を求める税制の改革や、大軍拡計画を中止すること、消費税減税などの財源と併せて子育て支援の財源も確保することは可能であり、それを進めることが必要であることを主張いたしまして、本議案に反対します。

次に、令和7年陳情第2号「保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情」について述べます。

各市町村においては県の補助制度の活用や独自財源等により支援が行われているものの、保育現場から依然として保育士の確保が困難である、特別な支援を必要とする児童が増加し対応が追いつかないといった切実な声が上げられています。現状では実質的な改善が図られているとは言い難い状況と言えます。公的責任で質の高い保育を提供するためにも、本陳情、保育士配置基準の引上げ等の願意をお酌み取りいただき、採択を強く求めるものです。

次に、陳情第1号「加齢性難聴者の補聴器購入に公費助成制度の創設を求める陳情」について述べます。

昨今、加齢性難聴と認知症の関係が多く指摘されるようになってきました。難聴は何もしな

ければ日々進行していきます。加齢とともに耳の聞こえは悪くなり、70歳では約5割、80歳では約8割の人が難聴になると言われています。加齢に伴う難聴については、年齢の進行とともに誰にでも起こり得る可能性があり、その症状が進行することで人とのコミュニケーションが難しくなり、高齢者が社会的孤立や鬱、認知症、フレイルに陥る可能性を高めるおそれがあります。補聴器は、難聴によって生じるコミュニケーションの障害を補う医療機器です。

補聴器の価格は片耳で20万円から40万円程度と高額ですが、これは決してぜいたく品ではなく、治療として必要なものです。助成制度は県内では19市町村に広がり、全国でも548自治体に広がっています。生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるようにしていくためにも、公費助成制度の創設等の願意をお酌み取りいただき、採択を強く求めるものです。

最後に、陳情第2号「老後を安心して生活が出来、地域経済を活性化する年金を引き上げるよう国に意見書提出の陳情」について述べます。

2025年度の年金は名目1.9%上がりましたが、物価上昇率2.7%には届かず、実質0.8%削減です。高騰を続ける物価との関係で見れば、この13年間で実質8.6%の大幅な実質削減です。2026年度も厚労省の発表では実質削減になっています。今や高齢者は全人口の約3割、国民年金法第4条では、年金額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、速やかに改定の措置が講じられなければならないとなっています。異常な物価高騰が続く中、第4条に基づき、直ちに年金の増額改定を行うべきです。

公的年金は高齢者生活の土台であるだけではなく、高齢化が進む市町村では、県民所得と家計消費で一定の比重を占めています。厚労省も年金の地域経済を支える役割を認めています。こうした観点からも採択を求めまして、私の討論といたします。

○議長（向後研二君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

最初に、継続審査となっております案件について採決します。

令和7年陳情第2号「保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択であります。

令和7年陳情第2号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

起立少数と認めます。

したがいまして、令和7年陳情第2号は不採択することと決定しました。

次に、今定例会に付議されました議案について採決します。

まず、報告について一括採決します。

報告第1号から第2号までについては、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、報告第1号から第2号までについては、いずれも承認されました。

次に、議案について採決します。

まず、議案第3号「令和8年度茂原市一般会計予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「令和8年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「令和8年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「令和8年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号「茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、他の議案については一括採決します。

議案第1号から第2号、第5号、第8号から第17号並びに第19号から第24号までについては、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがって、議案第1号から第2号、第5号、第8号から第17号並びに第19号から第24号までについては、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情について採決します。

今定例会に付議されました陳情は3件であります。

まず、陳情第1号「加齢性難聴者の補聴器購入に公費助成制度の創設を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択であります。

陳情第1号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがって、陳情第1号は不採択することと決定しました。

次に、陳情第2号「老後を安心して生活が出来、地域経済を活性化する年金を引き上げるよう国に意見書提出の陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択であります。

陳情第2号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがって、陳情第2号は不採択とすることと決定しました。

次に、陳情第3号「東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択であります。

陳情第3号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立なし)

起立なしと認めます。

したがって、陳情第3号は不採択することと決定しました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがって、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 議案並びに陳情の総括審議

○出席議員

議長 向後研二君

副議長 細谷菜穂子君

1番	高澤知佳代君	2番	高鳥竜平君
3番	佐久間秀之君	4番	折原孝浩君
5番	糸久佳伸君	6番	野口雅一君
7番	小倉義久君	8番	御園敏之君
9番	工藤孝弘君	10番	河野英美君
11番	横堀喜一郎君	12番	河野健市君
13番	高山佳久君	14番	石毛隆夫君
15番	岡沢与志隆君	18番	鈴木敏文君
19番	平ゆき子君	20番	ますだよしお君
21番	三橋弘明君	22番	常泉健一君

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市 長	市 原 淳 君	副 市 長	大 石 学 君
教 育 長	富 田 浩 明 君	総 合 企 画 部 長	平 井 仁 君
財 務 部 長	菅 谷 直 博 君	市 民 部 長	中 田 喜 一 郎 君
福 祉 部 長	佐 久 間 栄 一 君	経 済 環 境 部 長	高 橋 啓 一 君
都 市 建 設 部 長	白 井 高 君	教 育 部 長	佐 久 間 尉 介 君
総 合 企 画 部 次 長 (総 務 課 長 事 務 取 扱)	飯 島 博 美 君	財 務 部 次 長 (市 民 税 課 長 事 務 取 扱)	平 井 香 奈 子 君
市 民 部 次 長 (生 活 課 長 事 務 取 扱)	根 本 孝 亮 君	福 祉 部 次 長 (社 会 福 祉 課 長 事 務 取 扱)	鬼 島 啓 太 君
経 済 環 境 部 次 長 (農 政 課 長 事 務 取 扱)	積 田 篤 君	都 市 建 設 部 次 長 (土 木 建 設 課 長 事 務 取 扱)	小 高 一 宏 君
都 市 建 設 部 次 長 (都 市 整 備 課 長 事 務 取 扱)	丸 利 幸 君	教 育 部 次 長 (教 育 総 務 課 長 事 務 取 扱)	新 木 和 敏 君
職 員 課 長	神 馬 幹 夫 君	財 政 課 長	安 田 博 彦 君

————— ☆ —————

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 井 康 史
局 長 補 佐	東 間 一 博
議 事 係 長	金 綱 邦 彦

○議長（向後研二君） これをもちまして、令和8年茂原市議会3月定例会を閉会します。
長期間にわたる御審議、誠に御苦労さまでした。

午後2時51分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年5月13日

茂原市議会議長 向 後 研 二

茂原市議会副議長 細 谷 菜 穂 子

茂原市議会議員 高 山 佳 久

茂原市議会議員 石 毛 隆 夫